

(第十六部)

第一回 参議院財政及び金融委員会會議録第五十一号

(六七二)

付託事件

○少額貯金及び各種團體預金封鎖解除に関する陳情(第五十二號)

○インフレ防止に関する陳情(第七十一號)

○電気復旧反対に関する請願(第四十三號)

○會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○低物價政策上官營事業料金の値上げ反対に関する陳情(第九十號)

○連合軍兵舎並びに宿舎建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二百一十一號)

○政令第七十四號中憲法違反の條項に関する請願(第二百五十七號)

○通貨發行審議會法案(内閣提出、衆議院送付)

○經濟力集中排除法案(内閣提出、衆議院送付)

○今日立錫山地區の水害復舊特別融資等に関する陳情(第四百十二號)

○金屬鑛山事業を經濟力集中排除法案中より除外することに關する陳情(第四百十五號)

○舊軍用施設並びに敷地の無償交付に關する請願(第三百五十一號)

○經濟力集中排除法案に關する陳情(第四百八十一號)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○持株會社整理委員會令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府に對する不正手段による支拂請求の防止に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

衆議院送付)

○財政法第三條の規定の特例に關する法律案(内閣提出)

○接收家屋の地租家屋税等に關する請願(第五百八號)

○經濟力集中排除法案より電氣事業を除外することに關する請願(第五百三十六號)

○財同同族支配力排除法案(内閣送付)

○鹽業對策の確立に關する請願(第六百二十六號)

○接收建物に對する非戰災家屋税に關する陳情(第六百一十一號)

○舊軍用施設拂下げ價格に關する陳情(第六百十五號)

○特別都市計畫法第四條の規定による國庫補助を國債證券の交付により行う等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○經濟力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特別等に關する法律案(内閣送付)

○船員保險特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

○労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○舊日本銀行券の未回収發行殘高に相當する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○勸業債券の割増金等に對する所得税の課税の特別に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

提出、衆議院送付)

○貿易資金特別會計法を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物品の無償貸付及び讓與等に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大藏省預金部特別會計國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計法の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年における歳入不足補填のため的一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府職員に對する一時手當の支給に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○臨時金利調整法案(内閣送付)

昭和二十二年十二月八日(月曜日)午前十一時二十五分開會

本日の會議に付した事件

○通貨發行審議會法案

○政府に對する不正手段による支拂請求の防止に關する法律案

○特別都市計畫法第四條の規定による國庫補助を國債證券の交付により行う等の法律案

○船員保險特別會計法案

○労働基準法の施行に伴う政府職員に係る應急措置に關する法律案

○金融機關再建整備法の一部を改正する法律案

○舊日本銀行券の未回収發行殘高に相當する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に關する法律案

勸業債券の割増金等に對する所得税の課税の特例に關する法律案

○大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年における歳入不足補填のため的一般會計から繰入金に關する法律案

○貿易資金特別會計法を改正する法律案

○物品の無償貸付及び讓與に關する法律案

○政府職員に對する一時手當支給に關する法律案

○會計検査院法の一部を改正する法律案

○委員長(黒田英雄君) これより委員會を開會いたします。本日は公報に載っております會議に付する事件の全部を一括議題にいたしました。御審議を願いたいと思ひますが、この案のどれにつきましてもよろしくございませうから、政府委員が御出席しておりますものについて、先づ御隨意に御質問を願ひたいと思ひます。只今參つておりますのは、安定本部の方と、大藏省の主計局の方と、銀行局の方から参つておりますから、そのおつもりでお願いいたします。

○西郷吉之助君 質疑は大體午前中で終了せしめて頂きたいと思ひます

○委員長(黒田英雄君) できますれば大體午前中に質疑を終つて頂ければ仕

合せと思ひます。それで二應休いたしました。午後三時頃から更に委員會を開きたいと思つております。

只今全部を議題にいたしますが、その中で政府職員に對する一時手當の支給に關する法律案は昨日質疑終了でありますから除いて頂きます。それから労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に關する法律案、これも昨日質疑終了であります。

○西郷吉之助君 最初の通貨發行審議會法案も先般質疑は完了したのでありますせんか。

○委員長(黒田英雄君) まだこれは質疑終了の決議はいたしておりません、これははずつと前でありませうから……。

それでは船員保險特別會計法案、これは質疑終了いたしました。御異議ありませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり)

○委員長(黒田英雄君) 勸業債券の割増金等に關する所得税の課税の特例に關する法律案、これは昨日政府委員の説明もあつたのですが、これについて御質疑ございませうか。

○山田佐一君 今回勸業債券に百萬圓からの割増金がつくので、この百萬圓當つた人から七十萬圓も取るといふのは實に驚異に非ざるやうに御懸念から、これを免税にするという御懸念であつたのであります。事業資金で百萬圓所得があれば、これに對しては容赦なく七十萬圓も取るものであります。事業資金で取るのと、富くじで當つたのと如何なる性質が違ふのか。それ

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

ともう一つは、先般の非戦災者特別税のごときも、戦災を受けた者と受けんものとの差額によつて取るというお話であつたのでありますが、そういう意味からいいますならば、富くじも當つた者と當らんとは非常な差額があるものである。同じ五十圓出して煙草五本より買わなかつた人もあるのだから、百萬圓當つた人から七十萬圓取つてもいいじゃないかという議論も成り立つと思つてあります。餘り政府の方針がその場を以て違ふというものは國民に對する觀念も如何かと思つてあります。その邊に對する政府の御所信も伺つて見たいと思つてあります。

○國務大臣(栗橋越夫君) 實は賣くじの問題であります。これは當つた者一人を取つて、そうして事業所得に比べますと、只今山田委員のお説の通りに相成るのであります。この賣くじの操作をいたします見地から申しますと、浮動購買力を抑えるという趣意でございます。實は何十萬、或いは何百萬といふ人の中から消費その他に向ふべき資金を抑えてこちらの方に取上げるのでございまして、その中の一人が當るといふことは、誠に一人は幸福でございまして、併しそれに七十萬圓税を課することになりますと、この賣くじは全然魅力がなくなりまして、何億といふような浮動購買力を抑へることができなく相成るわけでありませぬ。そこでそういう見地から廣く浮動購買力を抑へ上げるために、この百人に一人の幸運者或いは何千萬人、何百萬人に一人の幸運者が出る。成るほどお話のように事業所得の間にもいろいろ問題があります。併し只今申しましたように浮動購買力を抑へようとする

國を救う非常に大事な點になりますので、そういう點から見て、この際は止むを得ないというふうな見地から、こういう特別を認める法律を出した次第でございます。混亂期でもございまして、止むを得ないものとして御了承をお願いしたいと思つてございまして。○星一君 この割増金付の賣くじを賣つておるようでもどうもいいことではないと思つて、まるで亡國をやつておるやうでもどうもいいことではないと思つてあります。

○國務大臣(栗橋越夫君) 賣くじその他いろいろものを賣るといふことを政府はどこまでやつて行くかというところについてお尋ねと思つて、政府といたしましては、殊にインフレーションの深刻になつております現下におきましては、この放出される資金の大部分を吸い上げるといふことが非常に必要なのであります。吸い上げるにもいろいろ混亂期におきましては單なる貯蓄とか或いは有價證券投資というだけでは、大家の間においては到底魅力がなし、効果を擧げないのであります。そこで政府は現下のような状態が續く限りにおいては、やはり賣くじその他を賣出して、そうして浮動購買力を吸い上げようとしてインフレーションの抑止の一助にいたしたいと思つておる次第でございます。

りようなことでは同じことじやないか、こういうことをいいます。この割増金によつてはインフレを防ぐほどの働きは私は絶対にできないと思つて、政府はどう思つておるか。

○國務大臣(栗橋越夫君) それはインフレーションを賣くじだけで救うという趣意ではないのであります。一助には確かならぬと思つてあります。あれだけ大きな金額を民間資金から吸い上げることは、一方においては浮動購買力を抑えることに、吸収することになることは確かだと思つてあります。若しそういうものをしないといつたしましたならば、民間資金の吸い上げはできないわけでありませぬから、官吏の給料、その他の政府の支出いたしまし、又地方自治體におきましてはその支出いたしまし、一に日本銀行に頼りまして、そして日本銀行の資金を引き出して、これを拂わなければならぬといふことになるわけです。日本銀行の資金を引き出して拂うといふことは、即ち通貨の膨脹を意味するのでありますから、そういう意味においてはインフレーションを防止する一助に相成ることは間違いないじやないかと、かように考へておる次第でございます。

○委員長(黒田英雄君) 成るべく簡単に願ひます。

○星一君 今のこの議論をいつまで言つても際限がないかも知れませんが、官吏を合理化するために、私は賣くじは金を集めて官吏に月給を拂うよりも、官吏の合理化によつて立派にできることと思つて、そうして割増金をもつて産業の方に利用するならばともかくも、私は政府はああいうことを早く止めて、官吏の合理化をして行くことの要求をします。議論はもう止めませぬ。

○國務大臣(栗橋越夫君) 只今行政整理をして、そうして無駄を防げといふことは勿論必要でございます。それで政府としても今度の追加豫算におきましても十億四千萬圓の節約をし、更にその後の追加豫算においても相當の節約をいたしておるのであります。そして又二十三年度の豫算を編成する場合には、この編成方針の意味から言ひましても、どうしてもその點に力を入れようと、こう考へておられます。それだけではこの日本の財政は、私はインフレーションの抑止はできないと思つて、あの手この手を澤山打つて、できるだけの全力を盡す必要がある。こういう意味においてはこの現下におきましては、このやはり賣くじを賣り出して、そうして浮動購買力を吸い上げるというところが、確かにインフレーションの抑止の一助になると考へて、こういう事情から政府はやつておるやうな次第でございます。

○委員長(黒田英雄君) 他に御質疑なければ本案については質疑は終つたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。
次に通貨發行審議會法案を議題に供します。これはすでに質疑は相當終つたやうであります。尚御質問ございませぬか。
○藤下政一君 私は前回、少し委員會に遅れましたので、政府の説明を聴くことができなかったものであります。この法案が提案されております根本の

政府の狙いというものは、どこにありませうか、恐らくは通貨の膨脹を極く抑止しようという趣旨に出ているところ考へるのであります。それに間違いないでございませうか、それが私が特にお伺ひしたいのは、政府が國民に耐乏生活を要望して、假りに國民が忠實に政府の要望に應え、或は租税の完納運動を政府が提唱する。國民がこれに協力いたしました。完納に努める。そういうふうな國民の側では極力インフレの抑制ということに力を注ぐといつたとしても、一方において通貨がたやすく増發されるということでありましては、インフレーションはどこまで行つても抑止されんということになる。その意味におきましてこの通貨發行審議會が成立の瞬におきまして容易に通貨の發行をせしめない。必要止むを得ざる場合に限定しようといふふうな意圖で活躍されるということでありませぬ。非常に結構だと思つてあります。又大變、これは悪意な解釋も分りませぬが、考へ方によつて政府が一方的に通貨を無制限に發行するのでない、こういうふうな機關において慎重に審議されて必要止むを得ないといふので發行しておるんだといふふうな一つの口實を作つて、通貨が膨脹するといふふうなことになるのでは、甚だ國民の欲せざるどころだと思つて、こう思つておるやうなところだと思つて、この審議會の成立は飽くまで通貨の膨脹の抑制になければならぬと思つてあります。その邊甚だ他の委員諸君に御迷惑ですが、もう一度政府のこの法案の眞意を聴かして頂きたい、かように思つておる次第であります。

○政府委員(佐多忠隆君) 通貨發行審

よりに浮動購買力を抑うということが

やはり政府の役人の給料に充てるとい

この法案が提案されております根本の

○政府委員(佐多忠隆君) 通貨発行審

議會を設けました趣旨は、お話の通り

に現在のようなインフレーションが止

め度もなく進展して行くことは、結局

日本経済の破局を導くことであり、す

べてが憂なことになることを恐れ

が、その時の事情によりまして、よん

どころなくそれ以上に増設しなければ

ならんことあり得るかと思ふのであ

りますが、一應併し建前としてはそう

いうふうな最高限度を抑える。その限

○松嶋著作 前の豫備審査のと

きにお伺いいたしましたのであります

が、大蔵大臣がお見えになつてお

思ふので、この機会にお伺いした

と思ひます。先程もお話のあつたよ

うに、この通貨発行審議會は、慎重に

審議をして、通貨の膨脹に幾分かの抑

制を加えるというふうな意味で、慎重

になさるというよりはよく分ります

けれども、私の考えを以てします

に聞かないのみならず、日本銀行の法

律というものは、戦時中にできた戦時

立法というふうな精神を含めて、日本

銀行の法律を見ますと、大蔵大臣と日

銀總裁というものが相談すれば、あら

いのではないかと、この二つについて

大蔵大臣の御意見を伺います。

○國務大臣(栗栖貞夫君) 松嶋委員の

お尋ねに對してお答えいたします。こ

の日本銀行というものは、私も存じて

ら、私共は出發しておるのでありま

す。金融というものについては、松嶋委

員もそうでありまして、私も長年の經

験を持つておるのでありますが、政治

の力が金融の中へ入つて行くとい

ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

次に、臨時金利調整法案についての御質問は如何ですか。これは先日提案理由の説明がありました。

○波多野君 議事進行についてですが、通貨発行審議会法案は、大分急いでおられるように聞いておりますが、討論をして、採決を、これをやつたらどうですか。そういうことではなくて、委員長の御方針では、いろいろなものを一緒に採決されるという……(今日衆議院を通るんだと呼ぶ者あり)今日通るんですか。ああそうですか。

○委員(黒田英雄君) 今のは、質疑終了だけです。本案について御質問がなければ……

○委員(黒田英雄君) 第一條の、「金融機関」とはとありますが、この中に、復興金融庫の名前が入っておりますが、あれはどうかしてどういふことになりましたか。

○政府委員(愛知揆一君) お答えいたします。この復興金融庫はこの中に規定されてないのでございますが、復興金融庫につきましても、特殊のものとして復興金融庫法の中に、一切の融資につきましては、その條件等を詳細に互りまして、復興金融委員の職を經なければならぬことになっておりますが、その方で法律的な制約がございまして、ここからは抜いておる次第であります。

○委員(黒田英雄君) どうぞ。

○委員(黒田英雄君) どうぞ。

○九鬼敏十郎君 いわゆるこれに關連して御質問申し上げたいのですが、近來民間では、この金利について非常に實は闊的な金利が横行しておるのであります。ひどいのは月に一割といつたような金利を拂つて借りておるといふようなことも聞いておるのであります。従つてそういうことが銀行の方の金利にも自然影響を來して來て、どうも銀行なんかいろいろの方法で、普通の金利以外に多少の金利的なものを出さないと、なか／＼借入金なんかも容易でないといつたようなことあるのではありませんか、そういう闊的な金利については相當重大な影響があると思つておられますが、これについて政府としては何か特別なこれに對する對策といつたようなものはお考えになっておるかどうか、それを一應承りたいのであります。

○政府委員(愛知揆一君) 只今お話の點につきましては、私共も實はいろいろ耳にしないわけではないのでございまして、只今までのところ、いわゆる金融機関といつたしまして、銀行法その他に基きまして、業務として金融をやつておられます機関から金の利息を徴収しておるといふようなことにつきましては、又そういうことのないように十分指導注意をいたしておるつもりでございます。ただいわけゆる貸金業者とでも申しますか、そういう間の金融的なものが事實行なわれておるといふことにつきましては、その事實もあながち否定はできないと思つておられますが、これらにつきましては、適時事業適認の上りますにつれまして、さうやうなことを阻止するやうな方策を講じて

おるつもりでございます。

○九鬼敏十郎君 今阻止するやうな方法を講じておると言われたんですが、どういふ具體的な方法ができておるのでありますか。

○政府委員(愛知揆一君) これは率直に申しますと、何と申しましたも物の間の方も、なか／＼きつい法制的の根據がありまして、なかなかこれを取締ることが實際問題として困難であります。同じように、非常にそれらの點については、取締ると申しましたも一層困難であることは御承知の通りであります。殊に金融機関として業法等に基いて、當局に監督の權限がはつきりしておるものは、これは十分に取締れるのでございますが、例えば個人なり或いは法人なりでさうやうな資金を廻しておられますやうなものにつきましては、なか／＼取締るのは實際に困難でございます。

○松崎善作君 この「委員」の中の代表ですが、「金融界」、「証券界」を代表する者の中に証券業者を代表する者が入つておりましたらどうか。

○國務大臣(栗田龍夫君) 証券會社を代表する者というよりは、むしろ民間金融機関の中から廣く有力者を探らうと思つておるわけでございます。採ることにはなつておりますけれども、果して常に必ず一人というわけには考えられんと思つておるわけでございます。

○松崎善作君 証券界は非常に重要ですから、一つ是非お入れ願うように希望します。

○國務大臣(栗田龍夫君) 事實どうなるんですか、一應承つて置きたいと思つます。

○委員(黒田英雄君) 他に御發言が

なければ、本案についても質疑終了といたして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではこれに休憩をいたしまして、午後二時から開會いたしましたと思つておる。

午後零時六分休憩

午後五時十九分開會

○委員(黒田英雄君) これより午前の休憩に引續きまして會議を開きます。それでは衆議院を通過して付託になりました政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に關する法律案、本案を議題に供します。本案には衆議院において修正があつたのであります。

第一條但し書の第三號中で「千分の三」とありますのを「千分の三」に改めるのであります。

それから第四條の後段を次のように改めるのであります。「これを準用する」とありますのを「これを準用する」と改めます。この場合において以下を改めるのであります。「この場合において第一條但し書第三號の規定の地方公共團體に對する適用については、同號中國の一般會計支出豫算額の千分の三に相當する金額を超えない範圍内において大蔵大臣の特に指定する購入契約により購入するものに限る」とあるのを「地方公共團體の一般會計支出豫算額の千分の三に相當する金額(その金額が一萬圓に達しないときは一萬圓)を超えない範圍内において購入するもの並びに……」

○木村龍八郎君 その修正の趣旨について政府委員からどういふわけ

で修正

になつたかといふことを簡單でよろしいが説明して頂きたいと思つます。

○政府委員(小坂善太郎君) お讀みになつた後でいたします。

○委員(黒田英雄君) ……地方公共團體がその用に供するため購入する土地及び建物に限る」と讀み替へるものとする。

第八條中八頁の一行目でありまして「諸役務の價格の合計額」の次から變へまして、「又は資金の合計額」とありますのを改めまして、「及び資金の合計額の總額」に改め、「各區分についての約定金額」の下に「合計額」を加える。こゝに「修正」になつておるのであります。その説明は政府委員から説明して頂きます。

○政府委員(石原周夫君) 一昨日の事前審査のときに大要を申し上げておいたのであります。今委員長からお話のありました修正案につきまして、御趣旨を申し上げたいと思つます。先ず第一條の但し書の第三號を千分の一を千分の三に改めた趣旨であります。これは第一條が御承知のように、總て政府の購入する場合におきまして、その原價を材料及び勞務、役務に分けて、そのおの／＼につきまして公定價格、公定資金による支拂によるのだといふことが、その趣旨であります。ここにもこの但し書を設けました。この第一號、第二號、第三號につきましては、ここに掲げたものにつきましては内購を出さないでよろしいという趣旨であります。即ちさういふ公定價格のないものでありまして、その内購を材料、勞務、役務に區分することが困難であるといふやうなものは、例外を設けて、それを千分の一を千分の三

すでに以前に政府の説明があり御質問もあつたのであります。衆議院の修正がございまして、まだ法文もはつきり分りません。それに臨時金利調整法案が尙衆議院で審議されておるのであります。これが明日又参ると思つてあります。どうせ委員会を開いて尙審議をしなければならんと思ひますが、明日一緒にしたらいいと思ひますが、いかがでございますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは明日は午後一時から開会いたしますから、どうぞ皆さま御出席下さいますようお願い申し上げます。それでは本日はこれにて散會をいたします。

午後五時五十二分散會

出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君
理事 波多野 鼎君
伊藤 保平君

委員

木村禮八郎君
下條 恭兵君
椎井 康雄君
森下 政一君
玉置 喜章君
西川甚五郎君
松島 喜作君
山田 佐一君
尾形六郎兵衛君
田口政五郎君
深川タマエ君
星 一君
石川 準吉君
九鬼紋十郎君
小林米三郎君

小宮山管吉君
西郷吉之助君
高橋龍太郎君
渡邊 甚吉君

國務大臣 大藏大臣 栗栖 越夫君

政府委員 法制局次長 井手 成三君
經濟安定本部 佐多 忠隆君
財政金融局長
大藏事務官 愛知 揆一君
(銀行局長)